

令和5年度第2回大船渡市男女共同参画審議会 議事録

1 開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年12月21日(木) 午前10時から午前11時5分まで
- (2) 場所 大船渡市役所 地階大会議室

2 出席者

- (1) 委員 19人中、13人出席
菅原圭一、大森ユキ子、鎌田慎、金野玲子、熊谷希、紺野公美、佐々木晋、
佐々木好子、田畑俊之、千葉信子、平山康男、三浦美由紀、横澤則子
- (2) 市職員 5人
男女共同参画室長 佐藤信一、次長 新沼優、主幹 羽根川恵一、
係長 鈴木恭子、事務補助員 中野麻衣

3 議事の経過

- (1) 開会(協議を除き、男女共同参画室次長が進行)
- (2) 会長あいさつ
- (3) 室長あいさつ
- (4) 協議(菅原会長の進行、事務局の説明)
「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」及び「宣誓者が利用できる行政サービスの検討」について、要点を説明し、質疑応答を行った。
- (5) その他
特になし
- (6) 閉会

4 会長挨拶

本日は、岩手県内においても導入する自治体が増えている「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」(以下、「宣誓制度」とする。)について、本市における導入までのスケジュールや、制度要件などについて、協議を進める。

今年度からスタートした「第5次大船渡市男女共同参画行動計画」(以下、「第5次計画」とする。)では、計画期間である5年間をかけて検討を行っていくことを登載しているが、県内の導入状況を鑑み、本市でも検討時期を早めていることは、前回の審議会において事務局から説明があったところである。

この制度は、婚姻制度のように、法律上の権利や義務を生じさせるものではないが、性的マイノリティに属する方々のみならず、多様な家族の形を認め合い、誰もが安心して暮らし続けられる社会を目指すものである。

委員の皆様には、多様な立場から、さまざまな視点で、活発にご発言いただくようお願いし、簡単ではあるが挨拶とする。

5 男女共同参画室長挨拶

宣誓制度は、LGBTやLGBTQ+、いわゆる性的マイノリティの方々を始め、婚姻制度を利用することができない、または利用することが容易ではない二人が、継続的に協力し合うパートナーの関係であることや、近親者を含めて家族として協力し合う関係

であることを宣誓するものである。

岩手県内においては、昨年12月に一関市が宣誓制度を導入したことをきっかけとして、盛岡市、宮古市、矢巾町が既に制度を導入しているほか、北上市や陸前高田市、紫波町など、複数の自治体が今後の制度導入を予定するなど、近年の社会情勢の変化などを背景に、導入に向けた取り組みが活発化しているところである。

当市では、第5次計画において、市民の誰もが「生きにくさ」を感じることがないように、多様な性的指向・性自認への理解促進に取り組むこととしており、この宣誓制度を通じて、お互いの人権を尊重するとともに、多様性を認め合う社会の構築を目指すこととしている。

県内の状況を踏まえ、計画期間を前倒しすべく、先行導入自治体の事例などを参考にしつつ、市内において導入に係る検討を進めてきたところ、この度、基本方針がまとまったので、委員の皆様には「誰もが自分らしさを互いに認め合い、暮らし続けたいまち大船渡」の実現に向け、より実効的な制度とすべく、様々な視点から忌憚のないご意見をいただくようお願い申し上げます、挨拶とする。

6 協議の内容

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 資料1～4

【横澤則子委員：質疑】

現在までにおいて、大船渡市で宣誓制度の利用希望などに係る相談はあったか。

また、今後のスケジュールを示しているが、やはり宣誓制度に関してはアウトティングが懸念されている。

昨年、岩手大学や大船渡市内で、一般社団法人にじず代表の遠藤まめたさんが性的マイノリティに関する講演をしているが、市職員に対し、本制度の導入に当たり、性的マイノリティに係る取扱いなどを説明し、学習する機会などは設けているのか。

【男女共同参画室：回答】

1つ目の質問である相談の有無については、市への提言という形で、宣誓制度の導入を求める声が1件あった。ただし、提言者が宣誓制度の利用を希望しているのかについては確認をしていないため、利用希望に係る直接的な意見を受けた事例はない。

また、昨年度、第5次計画を策定した際に実施した市民アンケート調査において、宣誓制度の導入を希望する意見が複数あったことから、他市の宣誓制度の利用状況や社会情勢なども踏まえて、早期の検討・導入に踏み切った要因の1つとしている。

2つ目の質問であるアウトティングについては、重く受け止めており、宣誓制度の指針や方向性などをまとめていく中でも、宣誓者情報の取扱いについて議論の対象となった。今後、宣誓制度の導入準備を進めていく中で、市職員に対するガイドライン的なものを示しながら、進めていくことを考えている。

また、参考資料として、岩手県が作成した「多様な性のあり方を尊重するための職員ガイドライン」の概要を添付している。市が作成する際の内容については今後の検討事項であるが、このようなガイドラインを作成し、情報共有を図っていく。

(2) 宣誓者が利用できる行政サービスの検討について 資料5

【鎌田慎委員：質疑】

宣誓制度は、婚姻や養子縁組など同様の法的制度ではないが、例えば税制上の優遇措置である配偶者特別控除や扶養控除、亡くなった場合の遺産分割の遺留分などの制度

について、今後どのようにになっていく予定か。

【男女共同参画室：回答】

宣誓制度は、配偶者特別控除や遺産分割などには対応していないため、宣誓者も対象とするためには国の制度改正が必要になる。そのため、婚姻と同等の権利等を保障する制度ではなく、婚姻と同等、もしくはそういった関係性であることを宣誓したことを市が認めるという制度である。

【熊谷希委員：質疑】

23番に記載している「教育・保育給付認定申請」について、利用需要が高い学童保育において、現場の職員から情報開示をお願いした場合は、宣誓者の家族構成などの情報をいただくことは可能か。

【男女共同参画室：回答】

基本的には市から情報提供・情報開示というものは行わない方針である。
その理由としては、宣誓者が掲載している行政サービスのいずれかを利用するかは、当室において把握できないこと、行政サービスや民間サービスを利用するに当たっては、宣誓者が自ら宣誓書受領書を提示する必要があり、宣誓書受領書には、パートナーやファミリーシップを宣誓した家族の氏名を記載することから、それにより家族構成などを確認し、事務手続きを行うことを想定しているためである。

【千葉信子委員：質疑】

宣誓制度の導入に当たり、直ちに若しくは年度内に実施予定とする行政サービスの案を45件示しているが、実際に宣誓制度が開始した際に実施できる行政サービスは、このうち何件くらいを見込んでいるか。

【男女共同参画室：回答】

現在検討中のものもあるが、基本的には導入する方向で事務を進めているところである。このうち6～7割は実施できることを想定している。

【横澤則子委員：意見】

行政サービスなどについて、準備が整い次第実施する、という方針でいいと思う。
宣誓制度は、個人情報の管理が非常にデリケートな問題となるため、宣誓制度の導入や利用により、宣誓者に関わる人が出てきた場合において、情報取扱者の意識や宣誓制度に係る知識の有無が重要となる。市職員は、個人情報保護に関して守秘義務やガイドラインがあるが、一般の方や市職員以外の方が関わる制度でもあるため、個々の意識などを成熟させながら、段階的に進めていくのがよいのではないかと考える。

【男女共同参画室：補足説明】

資料5に係る補足説明となるが、当市における提供可能な行政サービスを検討するに当たり、県内自治体における導入事例を参考にしており、制度名や内容等は実際にサービスを提供している他自治体の内容となっている。

そのため、「○」を付けた行政サービスでも、実施時において、例えば委任状や宣誓書受領書の提示の要不要など、手続き方法が変更することが見込まれている。

また、17番の「広報みやこ HappyBirthday への掲載」は、宮古市の広報誌で2歳以下の子どもの誕生月に紹介するというコーナーであり、市でも導入予定としているが、同様の掲載枠を大船渡市の広報紙に設けるということではなく、家族を紹介する記事にお

いて、ファミリーシップ制度宣誓者については、子や親として掲載することができるという意図である。

(3) その他

【佐々木晋委員：質疑】

市の行政サービスのほか、県のサービスについても説明があったが、県営住宅と県立病院での面会手続きなど以外で、提供されるサービスはないのか。例えば、市と同様に納税証明の取得など、市町村におけるサービスの拡充は図られているが、県や国のサービスについて、拡充に係る動きは見られないか。

また、ファミリーシップ宣誓制度において、15歳になれば子ども自身の意思により宣誓の継続について決定できるとなっているが、成人年齢要件などの規定は特になのか。15歳になれば、当人の意思だけで可能とする考えなのか。

【男女共同参画室：回答】

1つ目の質問である国や県の動きについて、現時点で県が公表しているものは資料4に記載しているとおり、県営住宅への入居、県立病院での面会手続きや病状説明などとなっているが、県においても行政サービスを拡充する方針は示しているため、今後、追加情報が発出されるものと見込んでいる。

また、現在、県では宣誓制度における自治体間の相互利用の促進に力を注いでおり、宣誓者が、宣誓した自治体以外の県内市町村へ住所変更する場合において、宣誓手続きの一部を省略できるような制度となるよう、検討を進めているところである。

一方、国においては、宣誓制度について何らかの待遇措置を認めるというのではなく、議論するとなれば、同性婚の許認可や婚姻と同等の保障制度の確立などというような、大きい枠組みでの議論が推測される。しかし、現時点において、特に情報はない状況である。

2つ目の質問であるファミリーシップ宣誓制度における、子の年齢要件を15歳とした理由について、子どもがいる夫婦の離婚事件などにおいて、子の親権に係る家事事件手続法などでは、家庭裁判所が意思を確認する子の年齢を15歳以上と定めている。15歳以上であれば、自分の意思を持って申し立てすることができるという規定に倣い、15歳としたものである。

【紺野公美委員：意見】

保育の現場では、昔も今も色々な家族の形がある中で、子どもたちを保育してきた。

この宣誓制度に関しても、今後、制度に関わる子どもたちが増えてくるとしており、それに関して、保育内容も保育士の気持ちも全く変わらないが、今の時代、家族支援も保育業務の中に含まれているため、保育士や保育に関わる職員全員が、宣誓制度について理解しないと適切な支援ができないと考える。

横沢委員からも市職員に対する知識や理解の周知について意見があったが、民間事業者においても、色々な個人情報を守らなくてはいけない守秘義務があるので、専門的な知識を有する方々から、かみ砕いた分かりやすい説明が必要だと思う。

【男女共同参画室：回答】

今後保育の現場のみならず、多方面において、宣誓制度や性的マイノリティなどに係る説明機会が求められるようになればよいと考えている。現時点では、個別の対応について検討していないところであるが、周知方法として、市広報誌やホームページにおい

て、宣誓制度に関する情報を提供していきたいと考えている。

また、宣誓制度の利用などについても、色々なケースが考えられる中で、ケースバイケースの対応を求められることも想定される。宣誓制度の利用者数はそれほど多くはないと思われるが、ケースごとにも対応できるように示していきたいと考える。

【佐々木好子委員：質疑】

宣誓制度について、民間サービスにも関わると説明されたが、民生委員や公民館などの地域活動にも関わってくるものなのか。

【男女共同参画室：回答】

民間サービスについては、事業者が提供するサービスであり、その例としては、携帯電話の家族割制度において、パートナーやファミリーシップを形成した家族が適用されるものがある。

ほかにも、民間アパートを借りる際に、同居者ではなくパートナーとして婚姻夫婦と同様に取扱うこと、自動車保険や火災保険の特約に、配偶者と同様にパートナーも適用可能とすること、クレジットカードを作る際に、パートナーを家族として家族カードを作ることができること、映画館の割引制度で夫婦割があり、それをパートナーにも適用することなど、それらをひとくくりにして「民間サービス」として説明したものである。

7 その他

意見・質疑などなし

【男女共同参画室：総括】

長時間にわたる審議に深く感謝する。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度については、説明したとおり、1月に市議会月例会議にて議員から意見をいただいたのち、2月頃にパブリックコメントを実施する予定としている。

委員の皆様からいただいた意見、提言などはもとより、広く市民の皆様からご意見を伺いながら、更に制度の検討を進めていく。

委員の皆様には、今後とも、各般にわたる指導、協力をいただくよう、よろしく願い申し上げます。